議案第16号

北本市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例の 制定について

北本市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例を次のように制定する。

平成25年2月25日 提出

北本市長 石 津 賢 治

北本市が管理する市道の構造の技術的基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号)第30条第3項及び第45条第3項の規定に基づき市が管理する市道を新設し、 又は改築する場合における当該市道の構造の技術的基準及び市が管理する市道に設ける道路標識の寸法について定めるとともに、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第10条第1項の規定に基づき特定道路(市が管理する市道に限る。)を新設し、又は改築する場合における当該特定道路の道路移動等円滑化基準について定めるものとする。

(市道の構造の技術的基準)

第2条 道路法第30条第3項に規定する市道の構造の技術的基準は、 次に掲げる基準を除き埼玉県が管理する県道の構造等の基準を定める 条例(平成24年埼玉県条例第70号。以下「県条例」という。)で 定める基準をもって、その基準とする。

- (1) 県条例別表第1第1号イに掲げる基準 (第1種及び第2種並びに 第3種第1級の道路に係るものに限る。)
- (2) 県条例別表第1第21号に掲げる基準
- (3) 県条例別表第1第25号ロに掲げる基準
- (4) 県条例別表第1第35号イに掲げる基準
- (5) 県条例別表第1第36号に掲げる基準
- (6) 県条例別表第1第39号に掲げる基準

(道路標識の寸法)

第3条 道路法第45条第3項に規定する道路標識の寸法は、県条例で 定める寸法とする。

(道路移動等円滑化基準)

第4条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10 条第1項に規定する道路移動等円滑化基準は、県条例で定める基準を もって、その基準とする。

附則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。